

あおぞらチャージサービス

Point

- ✓ お客様のライフスタイルに合わせたラインナップからお選びいただけます。
- ✓ 毎月定額のシンプルなプラン体系です。

■ サービスラインナップ・料金表

※ 2021年9月時点のサービス料金単価（消費税等相当額を含む）を記載しています。

太陽光発電・蓄電システム

- ◆ ラインナップ S
- ◆ ラインナップ M
- ◆ ラインナップ L

▶ 料金表（1契約・1月につき）

契約種別	太陽光発電設備出力	蓄電設備容量	月額サービス料金
ラインナップ S	3~4kW	3.5kWh	16,900円
ラインナップ M	4~5kW	5.6kWh	18,900円
ラインナップ L	4~6kW	10.24kWh	19,400円

※料金表に記載の太陽光発電設備出力および蓄電設備容量は目安となります。

実際に設置する設備の出力および容量は、お申込みの際にお渡しする申込書のお客さま控えにてご確認ください。

※太陽光発電設備のみの料金についてはあおぞらチャージサービス約款別紙にてお知らせいたします。

■ 主なご加入条件

- あおぞらチャージサービスと同一の需要場所で、当社指定の電力会社との電気需給契約を締結いただくこと。
- 料金のお支払方法をクレジットカード払いとしていただくこと。
- サービス料金について、当社指定の電力会社が、電気料金と合算してお客様に請求する場合があることを承諾いただくこと。
- ご契約者さまがお申込み時点で満60歳以下の方であること。
- 2000年6月1日以降に建築確認を受けた、ご本人または二親等以内の方が所有する戸建住宅にお住まいであること。
- 常時利用可能なインターネット環境の整備が可能であること。

■ 適用期間

- 供給開始の日から10年間

■ 解約違約金

中途解約を行う場合には約款で定める解約違約金が発生します。

解約違約金の支払いをもって太陽光発電設備と蓄電池はお客様に譲渡されます。

東北電力ソーラーe チャージ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するあおぞらチャージサービスの利用契約（以下「本件契約」といいます。）の締結にあたっての重要な事項を以下とおり記載いたしますので、内容に同意のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

本書に記載のない事項については、当社が別に定める「あおぞらチャージサービス約款」（以下「約款」といいます。）によります。なお、約款は、当社ホームページ（<https://www.tohoku-sec.co.jp/>）でご確認いただけます。

※当社は、電気事業法第2条の13および第2条の14の規定にもとづく供給条件説明および契約締結後の書面交付について、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお知らせいたします。

1. 役務提供事業者の名称

名 称：東北電力ソーラーe チャージ株式会社

代 表 者：取締役社長 伊藤 篤

本社住所：宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号 花京院スクエア16階

2. 媒介

本件契約は、別紙の媒介者が媒介し、お客さまと当社との間で締結されます。

3. 適用

- (1) あおぞらチャージサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、当社が、お客さままたは二親等以内の親族が所有する住宅用等の建物（屋根または屋上を含み、以下「本件建物」といいます。）およびその敷地内（以下「本件設置場所」といいます。）に①当社の所有する太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、モジュール取付架台、太陽光発電用パワーコンディショナー、各種ケーブル等の周辺機器を含み、以下「本件発電設備」といいます。）および②当社が本件発電設備で発電した電気を蓄電するための設備（蓄電池設備、太陽光発電および蓄電池併用パワーコンディショナー（接続箱、蓄電池コンバータ等を含みます。）、各種ケーブル等の周辺機器をいい、以下「本件蓄電設備」といいます。）を設置して、本件発電設備により発電した電気および本件蓄電設備で蓄電された電気の全部または一部をお客さまにご利用いただくサービスをいいます。
- (2) お客さまは、本サービスの内容として、上記①のみを設置し、上記②を設置しないサービスを選択することもできます。この場合、本サービスにより供給される電気には、本件発電設備で発電した電気のみが含まれます。
- (3) 本サービスは、次の地域で提供いたします（原則として佐渡島以外の離島は除きます。）。
- 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県（佐渡島を含みます。）、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（一部を除きます。）

4. 約款の変更

当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、次の場合には、約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、本サービスの供給条件は、変更後の約款によります。

- (1) 供給方法等の技術的な事項について変更が必要な場合
- (2) 本件契約に関する手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合
- (3) 法令・条例・規則・指針・ガイドライン等の制定または改廃により、約款を変更する必要が生じた場合
- (4) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合
- (5) (1) から (4) までに掲げる事由以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、約款を変更する必要が生じた場合

当社は、約款の変更を行う場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。この場合、変更とならない事項については、お知らせを省略することができます。なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、変更した後のお知らせはいたしません。

また、当社は、約款の変更を行う場合は、その内容について、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお知らせいたします。

5. 契約の要件

- (1) 本サービスの利用は、お客さまが、当社が指定する小売電気事業者等（以下「指定小売電気事業者」といいます。）との間で不足量小売供給契約を締結し、少なくとも適用期間の間、これを維持することを条件とします。
- (2) 本サービスの利用には、お客さまにてインターネットを常時利用可能な環境（以下「本件インターネット環境」といいます。）を本件建物に整備し、本件契約期間にわたり維持していただく必要があります。なお、本件インターネット環境の整備および維持に係る費用は、お客さまの負担とします。
- (3) お客さまには、当社が再エネ特措法に基づく電気事業者による調達または供給促進交付金の交付の対象となる電気の供給を行うにあたって、一般送配電事業者所定の要綱に記載の技術要件を満たせるよう、協力していただきます。

6. お申込み方法

当社所定の様式の本サービスの利用申込書を提出することによってお申込みいただきます。

お客さまは、お申込みをした場合、当社が約款に定める承諾要件の該当性を確認するために実施する現地調査および審査に協力していただきます。

7. 契約の成立

本件契約は、お申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

8. 供給の開始

当社は、原則として、本サービスの利用申込書に記載された利用開始希望日に本件供給を開始するものとします。ただし、契約成立日以降であって、各種手続きおよび本件設置場所への本件発電設備等の設置工事が完了し、かつ、本件発電設備等の系統連系完了後、最終的な供給開始日を定めて、当該開始日から本件供給を開始するものといたします。

なお、天候等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日までに本件供給を開始できないことが明らかになった場合には、すみやかに、供給開始日を定めます。

9. 供給の制限もしくは中止

- (1) 当社は、約款に定める状況に該当した場合、本件供給を制限もしくは中止すること、またはお客さまに本件供給に係る電気の使用を制限もしくは中止していただけます。
- (2) 上記(1)のほか、法令または監督官庁からの命令、勧告があった場合には、当社は、お客さまに事前に通知の上、本件供給を中止することができます。
- (3) 上記(1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を書面の交付、電子メールを送信する方法、広告またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (4) 上記(1)から(3)までの規定にもとづき本件供給を制限または中止する場合には、当社は、本件発電設備等またはお客さまの電気設備において、供給制限または中止のための必要な処置を行うことができるものといたします。この場合に、お客さまは当社の要請に応じ、必要な協力をを行うものといたします。
- (5) 上記(1)から(3)までの規定によって本件供給を制限または中止した場合でも、お客さまがその理由となった事實を解消し、当社が本件供給を再開することに支障がないと判断したときは、当社は、すみやかに本件供給を再開いたします。この場合の措置については、上記(4)に準じるものとします。
- (6) 上記(1)から(3)までの規定によって本件供給を制限または中止した場合でも、その制限または中止期間を含め、料金の算定期間を「1か月」として算定した料金を申受けます。

10. 契約期間

本件契約の期間は、本件契約が成立した日から、本件供給開始日の10年後の前日といたします。

11. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、一般送配電事業者の供給する標準周波数によります。

12. 料金の算定

料金の算定期間は、暦月の起算日（初回については本件供給の開始日とし、以降毎暦月の応当日とします。）から次の暦月の起算日の前日までの間とし、この算定期間を「1か月」として計算します。

13. 料金の支払方法、支払義務および支払期日

- 料金については毎月、中途解約時の解約違約金等その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。料金のお支払いは、原則クレジットカードでお支払いいただきます。
- 上記（1）にかかわらず、料金の回収代行業務を指定小売電気事業者に委託し、当社の料金と指定小売電気事業者の電気料金とあわせてお客様に請求することができるものといたします。
- 料金の支払義務は、算定期間終了日の属する月の翌月の10日に発生いたします。上記（2）の場合、料金の支払義務は、算定期間終了日の属する月の翌々月の10日に発生する場合があります。
- 料金の支払期日は、支払義務発生日の翌月の10日といたします。

14. 延滞利息

お客様が、料金その他債務を、支払期日を経過してなお支払われない場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10%の延滞利息を申受けます。

15. 損害賠償

当社の故意または重過失による場合を除き、当社は、お客様が受けた損害についてその原因にかかわらず賠償責任を負わないものとします。お客様の故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客様は、当社に対してその賠償責任を負うものといたします。

16. お申込み内容の変更

お客様がお申込みの内容の変更を希望される場合、当社による承諾が必要となります。この場合、当社所定の様式により、変更のお申込みを行っていただきます。

17. 中途解約

- お客様は、約款に定める状況に該当する場合は、約款に定める解約違約金を支払い、本件発電設備等を買取ることにより、本件契約の全部を解約することができます。この場合、お客様は、すみやかに当社にその旨を通知するものといたします。
- 前項にかかわらず、お客様が、本件供給の開始日より前に、お客様の都合により本件契約を解約する場合は、お客様は当社からの請求に従い以下の費用を支払うものとします。
 - 本件発電設備等の発注前までにお客さまから本件契約の解約のお申出があった場合、当社がすでに支出した実費および事務手数料。なお、実際に本件発電設備等の設置工事を行わなかった場合であっても、現地調査に費用を要したときは、その実費を申受ける場合があります。
 - 本件発電設備等の発注後にお客さまから本サービス契約の解約のお申出があった場合、約款に定める解約違約金。

18. 契約の解除

- お客様が約款に定める状況に該当する場合は、当社は、あらかじめその旨を原則として書面によりお客様に通知したうえで、お客様との間の本件契約を解除することができるものといたします。この場合、当社はお客様に対して、解約違約金を請求できるものといたします。
- 当社が約款に定める状況に該当する場合には、お客様は、当社に対し書面等による通知をすることで、当社との間の本件契約を解除することができます。
- 上記（1）に定める場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社は、お客様への書面による通知をもって、本件契約を解除することができるものといたします。
 - 第三者による本件発電設備への日射量または日照時間に悪影響を与える工作物の設置があった場合
 - お客様に対する本件供給を含む本サービスの提供に重大な影響を与える法令（電気事業法および再エネ特措法を含みますが、これらに限られないものとします。）の変更（法令の解釈が変更された場合を含みますが、これに限られないものとします。）があった場合

19. 本件契約終了後の債権債務関係

本件契約期間中の料金その他の債権債務は、本件契約の終了によって消滅いたしません。

20. 本件設置場所の使用貸借等

当社は、契約期間中、本件発電設備等を設置して本事業を行うことを目的として、本件設置場所をお客さまから無償にて借受け、これを使用します（以下「本使用貸借」といいます。）。本件設置場所は、当社がお申込みを受けて実施する現地調査および検討を踏まえ、お客様と協議の上で決定する位置・範囲とします。

21. 本件発電設備等の設置工事に係る費用等

設置工事等に係る費用等は、当社が負担するものといたします。ただし、当社が約款で定める標準工事を超える費用等を要する工事等が発生する場合または設置工事等に係る費用等の発生につきお客様の責に帰すべき事由がある場合は、お客様が当該費用等を負担するものといたします。

お客様は本件発電設備等の設置工事において、本件建物および周辺環境を考慮して当社が円滑かつ安全な施工のために必要であると判断する標準工事費に含まれない費用が生じる場合には、お客様は当該費用を負担します。

22. 本件発電設備等の所有権

本件発電設備等は本件設置場所への設置によって本件建物に付合せず、本件発電設備等の所有権は引き続き当社に帰属するものとします。

23. 本件発電設備等の維持管理等

- 当社（当社から委託を受けた業務委託先を含みます。）は、自己の権限において、本件発電設備等の設置、保守点検、検針等の本件発電設備等に係る運用・維持管理業務を行いうるものとし、お客様はこれに協力するものといたします。
- 当社は、本件発電設備等の設置、保守点検、調査、検針その他の目的のため、お客様の事前の承諾を得て、合理的な頻度および時間帯において本件建物およびその敷地ならびに本件設置場所に立入ることができるものとし、お客様は、当社による各種点検業務、立入検査、検針その他の当該運用・維持管理業務の実施および立入りを容認し、協力するものといたします。ただし、緊急に立入りが必要な場合は、承諾は不要とします。

24. 本件発電設備等の譲渡および本件設置場所の明渡し

本件契約期間の満了により本件契約が終了した場合、当社は、お客様に対し、本件発電設備等を現状有姿かつ無償にて譲渡し、かつ本件発電設備等の所有権を譲渡し、お客様はこれを譲受けるものといたします。なお、当社は、本件発電設備等について、通常発生し得る経年劣化、性能低下および不具合に関して、一切の責任を負わないものといたします。

25. 諸費用等

- 本サービスの料金および標準工事を超える設置工事に係る費用等の他、以下の費用はお客さまの負担といたします。
- イ 本件契約期間中に行われる本件建物の屋上もしくは屋根の部分の防水工事または葺替えの費用
 - ロ 前号の防水工事または葺替えのために本件発電設備等を一時的に撤去する場合における本件発電設備等の撤去、保管および再設置に要する費用や、本件発電設備等の設置にともない外壁の塗り替えや内壁クロスの張り替えまたは補修その他これらに類する作業を行う場合に要する費用
 - ハ お客さまの責に帰すべき事由によって本件発電設備等の設置工事等または維持管理業務等に関して第三者に損害が生じた場合の当該損害の賠償
 - ニ お客さまの責に帰すべき事由によって本件発電設備等の補修、交換等に係る費用が発生した場合の当該費用
 - ホ 本件発電設備等の撤去費用（当社の責に帰すべき事由もしくは約款に定める不可抗力事由により、本件契約が終了した場合を除きます。）
- また、本件契約による本発電設備等の設置に係る供給設備を変更する場合において、当社が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から工事費の負担を求められた際、当社は当該工事費の実費を工事費負担金としてお客さまから申受ける場合があります。

26. お客さまの実施事項

- お客さまは、本件契約期間中、次の行為をしていただくものといたします。
- イ 停電の解消時には、必要に応じて、本件発電設備等の機器取扱説明書等を参考しパワーコンディショナーの通常運転に切替操作を実施すること。
 - ロ HEMSコントローラー等の通信機器の動作、パワーコンディショナーの起動等、本件供給を実施するために必要な電力をお客さまの負担で供給すること。
 - ハ その他本件発電設備等の円滑な稼働および本事業の円滑な実施のため、当社が合理的に要請する事項を遵守すること。
 - ニ 本件発電設備等の設置工事、改修工事その他本事業の運営に協力すること。
 - ホ 本件蓄電設備に蓄電するものは、本件発電設備の余剰電力をすること。そのために、常時、本件蓄電設備に本件発電設備の余剰電力を蓄電する設定とすること。

27. 禁止事項

- お客さまは、本件契約期間中、次の行為をしてはならないものといたします。ただし、事前に当社から書面による承諾を受けた場合には、この限りではありません。
- イ 本件建物、本件設置場所および本件発電設備等の現状を変更すること。
 - ロ 本件建物およびその敷地ならびに本件設置場所において、当社または本事業に対して迷惑を及ぼすおそれのある行為を行うこと。
 - ハ 本件建物およびその敷地ならびに本件設置場所において、本事業を妨げる設備（当社による電気事業者その他の第三者に対する供給・販売量を減少させる設備を含みます。）を設置すること。
 - ニ 停電時以外に本件発電設備等に付属するパワーコンディショナーのスイッチをオフにすること。
 - ホ 停電時以外に本件発電設備等に付属するパワーコンディショナーの運転を停止し、太陽光発電システム専用ブレーカーをオフにすること。
 - ヘ 本件発電設備等を許可なく外すまたは移動すること。
 - ト 本件発電設備等による発電および蓄電を妨げる行為。
 - チ 本件発電設備等による発電および蓄電ならびに発電量の計測およびデータ収集を妨げる行為。
 - リ 本件発電設備等にもとづく発電によって生じた電力を第三者に供給する行為。
 - ヌ その他本件発電設備等に悪影響を及ぼす、または本事業の実施を妨げる一切の行為。

28. 信用情報の共有

お客さまが、約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を小売電気事業者等へ通知することがあります。

29. 個人情報の取扱いについて

（1）お客さまの個人情報に関する利用目的について（従業者に関する個人情報および特定個人情報を除きます。）

当社では、次の事業において、当社、東北電力株式会社、東北電力グループ企業^{※1}、および提携会社の契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、商品・サービスに関するダイレクトメール・電子メールを含む各種通知手段等によるご案内、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で個人情報を利用いたします。

また、取得した情報を、分析、集計することで傾向データやマーケティングデータを作成・活用し、当社の商品・サービスの販売や開発に係る分析等を行います。

- イ 太陽光発電システムおよび蓄電池による電気の供給およびエネルギーサービスの提供
- ロ 太陽光発電システム、蓄電池および電気機器ならびにその関連製品の設置、運転および保守
- ハ イおよびロに附帯関連する事業

（2）個人情報の共同利用について

当社は、以下のとおり、個人情報を共同利用することがあります。

- イ 東北電力グループ企業での総合的なサービス提供に関するもの

（イ）共同利用する者の範囲^{※2}

東北電力株式会社および東北電力グループ企業

（ロ）共同利用の目的

東北電力株式会社および東北電力グループ企業が提供する各種商品・サービスの案内、商品・サービスの開発・改善、サービス改善等のための各種調査・分析、問い合わせへの対応、その他これらに付随する業務

（ハ）共同利用する情報項目

a 基本情報

氏名（フリガナ含む）、住所、性別、生年月日、電話番号およびメールアドレス

b ご契約情報および会員登録事項

ご利用のサービス名称・種別、お客さま番号、ご契約名義、お支払名義、ご使用場所住所、ご請求先住所、お支払方法、電力利用実態に関する情報（太陽光発電量、自家消費量、蓄電池電力量、系統電力量、逆潮流電力量、発電電力量）、当社が提供する各種サービスの会員ID、当社インターネットサイトのログインID、ログイン情報、ポイント情報、会員ステータス、当社インターネットサイトの会員名義と契約名義の関係、商品・サービスのご使用開始・停止日、個人・法人の識別情報、家族構成、キャンペーンメール受取の有無、お客さまの興味・関心情報

c 履歴等

（a）当社、東北電力株式会社、東北電力グループ企業または提携会社の商品・サービスに関する購入・利用・販売（リース・レンタル等を含みます。）・施工情報および修理履歴（修理内容・結果、故障原因）

（b）当社、東北電力株式会社、東北電力グループ企業または提携会社の商品・サービスのご利用状況・実績（ご使用量・ご利用金額を含みます。）およびシェーディング履歴

（c）当社、東北電力株式会社、東北電力グループ企業または提携会社が実施する各種アンケート結果

（d）当社、東北電力株式会社、東北電力グループ企業または提携会社のウェブサイトおよびアプリケーションの利用状況

（e）当社、東北電力株式会社、東北電力グループ企業または提携会社のお客さまとの通信・訪問履歴（お問い合わせ内容等を含みます。）

（二）共同利用の管理責任者

（a）前記（ハ）共同利用する情報項目のうち東北電力株式会社または東北電力グループ企業が保有するもの：当該企業

（b）上記以外の情報：当社

※1 詳細につきましては、東北電力ホームページの「東北電力グループ企業一覧」をご参照ください。

※2 当社は共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用します。

30. お問合せ先

(1) 役務提供事業者のお問合せ先

お問合せ方法	お問合せ先
電話	東北電力ソーラーe チャージ株式会社：022-799-2420 【受付時間】月～金（土日祝日、年末年始を除く。）9：00～17：00

(2) 媒介事業者のお問合せ先

別紙または当社ホームページの「業務提携先一覧」をご参照ください。

◆◆ご契約にあたって【重要事項説明書】別紙◆◆

▼役務提供事業者

事業者名：東北電力ソーラーe チャージ株式会社 取締役社長 伊藤 篤

住所：〒980-0013

宮城県仙台市青葉区花京院1丁目1-20 花京院スクエア16階

電話番号：022-799-2420

[受付時間] 月～金（土日祝日、年末年始を除く。）9：00～17：00

▼クーリング・オフについて

次の事項は、販売の態様が「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合」のみ適用となります。

1. お客様が、訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件でのお申込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。その効力はお客様が書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生いたします。
2. 前項の場合は、お客様は次の事項が保障されます。
損害賠償および違約金を請求いたしません。
すでに引渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
また、すでに料金または料金の一部を支払っている場合は、すみやかにその金額を返還いたします。
本サービスの開始に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社および委託先等が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、また、当社および委託先等が威迫したことによりお客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフをすることができます。その効力はお客様が書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生いたします。